

# 定款変更の届出のみが必要な場合の流れ

NPO 法人

所 轄 庁

市 民

## ①定款変更の届出 (以下の事項のみを含む定款の変更)

- (1) 事務所の所在地の変更（所轄庁の変更を伴わないものに限る。）
- (2) 役員の数の変更
- (3) 資産に関する事項の変更
- (4) 会計に関する事項の変更
- (5) 事業年度の変更
- (6) 解散に関する変更（残余財産の帰属すべき者に係るものを除く。）
- (7) 公告の方法の変更
- (8) 法 11 条第 1 項各号にない事項（合併に関する事項、職員に関する事項、賛助会員、顧問等に関する事項等）

## (1) 届 出

- ・ 定款変更届出書
- ・ 定款変更を議決した議事録の謄本
- ・ 変更後の定款

## 閲覧書類の更新

- ・ 変更後の定款

## ⑤登記事項に変更がある場合

(2 週間以内)

## ②主たる事務所の 所在地での登記

(遅滞なく)

## (2) 提 出

- ・ 定款変更登記完了提出書
- ・ 登記事項証明書
- ・ 登記に関する書類の写し

## 閲覧書類の更新

- ・ 登記事項証明書等

(3 週間以内)

## ③従たる事務所の 所在地での登記

(従たる事務所が無い場合不要)